

国選被害者参加における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則を次のように定める。

令和2年11月27日

日本司法支援センター
理事長 板東久美子

国選被害者参加における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、控訴審又は上告審の被害者参加事件の国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士（以下「控訴審等国選被害者参加弁護士に選定された契約弁護士」という。）が、選定された事件について、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款（以下「約款」という。）に基づいて原審の記録の丁数の区分等によって額が定められる基礎報酬を請求する場合であって、原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料その他の日本司法支援センター（以下「センター」という。）における約款に基づく報酬算定についての必要な事項を定めることを目的とする。

（請求に際して用いる疎明資料等）

第2条 控訴審等国選被害者参加弁護士に選定された契約弁護士が選定された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、原審の記録に丁数が記載されていないことを理由として裁判所から提供された原審の記録の重量に係る情報を記載した別紙様式の報告書を提出したときは、センターは、別表左欄に掲げる重量区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる丁数区分の疎明資料が提出されたものとみなして当該事件の基礎報酬を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、控訴審等国選被害者参加弁護士に選定された契約弁護士が選定された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、原審の記録の丁数が記載された記録謄写に係る請求書、領収書等の資料を提出したときは、センターは、当該資料に基づいて当該事件の基礎報酬を算定する。

3 控訴審等国選被害者参加弁護士に選定された契約弁護士が選定された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、前項の資料を疎明資料として用いることができない事由があることを理由として、原審の記録の丁数及び弁護士が丁数を確認したこと等を明らかにする別紙様式の報告書を提出したときは、センターは、当該報告書に基づいて当該事件の基礎報酬を算定する。

附 則

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

(別 表)

重 量 区 分	丁 数 区 分
4.5 キログラム以上 22.5 キログラム未満	丁数が 1,000 を超え 5,000 以下のとき
22.5 キログラム以上 45 キログラム未満	丁数が 5,000 を超え 1 万以下のとき
45 キログラム以上	丁数が 1 万を超えるとき

(別紙様式・第2条関係)

※ 結果報告書に記録謄写に係る請求書、領収書等を疎明資料として添付した場合、この報告は不要です。

年 月 日

日本司法支援センター

_____ 地方事務所 御中

弁護士氏名 _____

(署名願います)

登録番号 _____

原審の記録の重量又は丁数に関する確認結果報告書

被害者国選報告書を提出した下記事件につき、原審の記録の重量又は丁数を確認した方法及び結果は、下記④のとおりで相違ありません。

- ① 裁判所名 _____ 裁判所
- ② 事件番号 _____ 年 (_____) 第 _____ 号
- ③ 参加人名 _____
- ④ 原審記録の確認方法及び結果 (ア、イのうちいずれか該当するものに○をつけて、その内容を御報告ください。)

ア) 重量 (第2条第1項関係)

裁判所に問い合わせ、次のとおり原審記録の重量の情報提供を受けた。

- ・原審記録の重量: _____ kg
- ・裁判所への問合せ日時: _____ 年 月 日 時頃

イ) 丁数 (第2条第3項関係)

記録謄写に係る請求書、領収書等を疎明資料として提出できないため、次の方法により丁数を確認した。

- ・原審の記録の丁数: _____ 丁
- ・確認方法 (該当する項目にチェックしてください。「その他」の場合は具体的な事情を記入してください。):
 弁護士が丁数を数えた。 その他 (_____)
- ・疎明資料を提出できない事由 (該当する項目にチェックしてください。「その他」の場合は具体的な事情を記入してください。):
 請求書、領収書等が存在しない。 その他 (_____)

※ ④には具体的な重量又は丁数をご記載ください。概数の記載にとどまる場合には、本報告書は提出されていないものとして算定を行う場合があります。なお、本報告書の内容については、日本司法支援センターによる報酬請求に関する調査の対象となる場合があります。

※ ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、当センターにおける国選弁護等関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

(以上)